

第6章 給 与

第1節 通 則

(給付の種類)

第44条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 第1種退職年金
- (2) 第2種退職年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(裁 定)

第45条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本年金額、第1加算年金額及び第2加算年金額)

第46条 基本年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額の総額を加入員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の1,000分の5.558（別表第9の 左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額とする。

2 法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合（法第78条の20第1項に該当する場合を含む。）であって、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者又は法第78条の14に定める特定被保険者（同条第1項（法第78条の20第1項に規定する場合を含む。）の規定により標準報酬が改定された者をいう。）（以下併せて「第1号改定者等」という。）に該当した場合の基本年金額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）又は法第78条の14第1項に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）のうちこの基金の加入員であった期間（当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求又

は法第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下併せて「改定請求」という。）のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に限る。）について、次の各号に定める額の合計額（法第78条の14の規定による標準報酬の改定及び決定を請求した場合（法第78条の20第1項に該当する場合を除く。）は第3号及び第4号の合計額とする。）を当該対象となる加入員期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第11の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「減額相当額」という。）を控除した額とする。

（1） 当該基金の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額（法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。）に改定割合（法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額

（2） 当該基金の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額（法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。）に改定割合を乗じた額

（3） 当該基金の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に2分の1を乗じた額

（4） 当該基金の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に2分の1を乗じた額

3 法附則第7条の3又は法附則第13条の4に定める老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を有する者に支給する基本年金額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から、次項の規定により計算した額を減額する。

4 前項に定める減額は、第1項の規定により計算した額に減額率（1,000分の5に当該受給権を取得した月から65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率を乗じて得た額とする。

5 法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者（当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得した月前における加入員であった期間が1月

以上である者に限る。)の基本年金額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額

(2) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額(老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月(以下「受給権取得月」という。)の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。)に基金令第24条の2第2項に規定する平均支給率を乗じて得た額に、当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第3条の5の2に規定する増額率(1,000分の7に受給権取得月(受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日(以下「申出日」という。)の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。)の翌月から申出日の属する月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額(以下「繰下げ加算額」という。)

6 第1加算年金額(終身年金)は、加算適用加入員であった全期間の平均報酬標準給与月額(加算適用加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。)に加算適用加入員期間及び加算適用加入員の資格を喪失したときの年齢に応じ、別表第2に定める率に0.6を乗じた率及び別表第3に定める率を乗じて得た額とする。

7 第2加算年金額(確定年金)は、加算適用加入員であった全期間の平均報酬標準給与月額に加算適用加入員期間及び加算適用加入員の資格を喪失したときの年齢に応じ、別表第2に定める率に0.4を乗じた率及び別表第3に定める率を乗じて得た額とする。

8 加算適用加入員期間に1年未満の端数がある場合又は年齢に1歳未満(月単位)の端数がある場合における前2項に定める率は、別表第2又は別表第3に掲げる算式によって計算した率とする。

第47条 削除

(端数処理)

第48条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。ただし、第1種退職年金については、基本年金額並びに第1加算年金額及び第2加算年金額

のそれぞれについて、１００円に切り上げるものとする。

２ 給付の額を計算する過程において、１円未満の端数が生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。ただし、減額相当額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（支給期間及び支払期月）

第４９条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

２ 年金はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第５５条第２項、第３項、第５項及び第６項までの規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は支給しない。

３ 年金は、次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支払期月に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	９万円以上	６万円以上 ９万円以下	３万円以上 ６万円以下	３万円以下
支 払 期 月	２月・４月 ６月・８月 １０月・ １２月	４月・８月 １２月	６月 １２月	４月

（未支給の給付）

第５０条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支

給の給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の保護)

第51条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、第1種退職年金、第2種退職年金又は脱退一時金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(生存に関する届出)

第51条の2 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに提出しなければならない。ただし、基金の年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りではない。